

平成29年第2回西郷村議会定例会

議事日程（6号）

平成29年6月28日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号 西郷村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第31号 西郷村道路線の廃止及び認定について
- 日程第 3 議案第32号 平成29年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第33号 平成29年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第34号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第35号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第36号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第37号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第38号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第39号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第40号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第41号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第42号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第43号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第44号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第45号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 報告第 1号 平成28年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第18 報告第 2号 平成28年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 日程第19 報告第 3号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 追加日程第1 上田秀人君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第2 矢吹利夫君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第3 佐藤富男君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第4 秋山和男君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第5 南舘かつえ君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第6 鈴木勝久君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 議会運営委員会委員長・副委員長の選任について
- 日程第20 会期延長の件

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君 2番 高橋廣志君 3番 真船正康君
 4番 鈴木勝久君 5番 欠 員 6番 南館かつえ君
 7番 藤田節夫君 8番 金田裕二君 9番 秋山和男君
 10番 矢吹利夫君 11番 上田秀人君 12番 後藤 功君
 13番 佐藤富男君 14番 大石雪雄君 15番 真船正晃君
 16番 白岩征治君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） ここで、日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告を申し上げます。

本、第2回定例会の会期は、当初6月21日まででありましたが、それを本日まで会期延長した理由について不明瞭だとのこと指摘がございました。ここで、改めて議長より皆さんにご説明をしておきたいと思っております。

そもそも去る5月2日、「衆議院小選挙区の区割り改正並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書」を県並びに内閣府関係各所に持参、提出いたしました。このことに関して4人の議員が参加いたしませんでした。そこで、議会運営委員会を開催し、この4人の議員に欠席理由を求めたところ、6月19日に、めいめいから欠席理由が示されましたが、あまりにも漠然としておりましたので、さらに議会運営委員会では、再度、欠席理由の提出を求めたところであります。

その結果、おのおの欠席理由については、以前からの予定をキャンセルすることが既に困難であったり、会社の予定日程に既に組み込まれていたりして、当日の参加はかなわなかったとのことで、具体的な理由というものがこれで判明したわけであり。さらに、「今後は議会を優先して行動いたします。」という意思の確認もできました。

一方、今回欠席した4人のうち2人の議員については、昨年、第1回定例会において設置された正副議長をオブザーバーとして、14人以内で構成する「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」を辞任しております。

今般の意見書持参提出の欠席理由を確認する過程において、「議会の意思を尊重し、ともに行動してまいりたい。」という意思がせつかく示されたわけでありますが、この意思と従前の特別委員会の辞任には、整合性があるのかないのか疑義があると、改めてただされたところであります。

したがって、2人の議員に、特別委員会辞任の理由を改めて明らかにし、今後は議会の意思を尊重して、特別委員会に復帰してほしいと求めましたが、両人は辞任の理由と、特別委員会に参加するかどうか判断に時間を要するとのことで、会期を本日まで延長することとなった次第であります。

しかしながら、両人からは辞任の理由は示されず、また、特別委員会へは参加しない旨の報告が議長にございました。これは、5月2日の欠席理由の確認において、「議会を優先してともに行動してまいります。」となったことと整合性がとれていないと思われ。ます。

つきましては、本件のような事案に対してしっかりした対応をとる必要がありますので、本日、執行部提案の議案を審議した後に、本日改めて全員協議会で協議したい

と思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第30号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第30号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第30号「西郷村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第31号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第31号「西郷村道路線の廃止及び認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第32号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号「平成29年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第33号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「平成29年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第34号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第6、議案第35号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第35号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第36号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第7、議案第36号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第36号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第37号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第8、議案第37号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第37号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

◎議案第38号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第9、議案第38号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第38号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第10、議案第39号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第11、議案第40号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、議案第41号の審議に入ります。

本案については、8番金田裕二君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、金田裕二君を除斥したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、8番金田裕二君を除斥することに決定いたしました。
金田裕二君の退席を求めます。

〔8番 金田裕二議員退場〕

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君が退席いたしました。

議案第41号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

8番金田裕二君の除斥を解き、入場を認めます。

〔8番 金田裕二議員入場〕

○議長（白岩征治君） 議長より、8番金田裕二君にただいまの採決の結果を申し上げます。

議案第41号「西郷村農業委員会委員の任命について」は同意することに決定されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第13、議案第42号の審議に入ります。

本案については、11番上田秀人君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、上田秀人君を除斥したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、11番上田秀人君を除斥することに決定いたしました。

上田秀人君の退席を求めます。

〔11番 上田秀人議員退場〕

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君が退席いたしました。

議案第42号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

11番上田秀人君の除斥を解き、入場を認めます。

〔11番 上田秀人議員入場〕

○議長（白岩征治君） 議長より、11番上田秀人君にただいまの採決の結果を申し上げます。

議案第42号「西郷村農業委員会委員の任命について」、同意することに決定されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第14、議案第43号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第15、議案第44号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第16、議案第45号の審議に入ります。

本案については、3番真船正康君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、真船正康君を除斥したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、3番真船正康君を除斥することに決定いたしました。

真船正康君の退席を求めます。

〔3番 真船正康議員退場〕

○議長（白岩征治君） 3番真船正康君が退席いたしました。

議案第45号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

3番真船正康君の除斥を解き、入場を認めます。

〔3番 真船正康議員入場〕

○議長（白岩征治君） 議長より、3番真船正康君にただいまの採決の結果を申し上げます。

議案第45号「西郷村農業委員会委員の任命について」、同意することに決定いたしました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第17、報告第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号「平成28年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第18、報告第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号「平成28年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について」は終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第19、報告第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、議長より申し上げます。

これより全員協議会を開催したいと思いますので、ただいまから午後1時まで休憩いたします。

なお、執行部の皆さんは退席していただいて結構でございます。

では、これより休憩に入ります。

(午前10時20分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後1時00分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 先ほど全員協議会を開催いたしましたところ、まだ審議不十分と
いうことでありますので、これより午後3時まで休憩いたします。

執行部の皆さんは退席していただいても結構でございます。

(午後1時00分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後3時00分)

○議長(白岩征治君) ここで、議会運営委員長より、今までの休憩の中の経過報告をお願いいたします。

11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) ご報告申し上げます。

ただいまの休憩中におきまして協議をした結果、2人とも特別委員会のほうには戻らないというご意見をいただきました。これによりまして、議会運営委員のメンバーと今、議運の中でお話をさせていただいた結果、事の重大性を鑑み、議会運営委員全員が辞任するということとなりましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。もう一回。ちょっと、今聞き逃したところがあるみたいです。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの私の発言、ちょっと訂正すべきところがあるということでございますので、議会運営委員会の中で、議会運営委員メンバーから委員を辞任する意向が示されましたと訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 今、議会運営委員会の委員長の報告が終わりました。

ここで、議長より申し上げます。

本日の議事日程第1、議案第30号から日程第19、報告3号までの採決は既に終わっております。そこで、これより以降の審議日程につきまして、議会運営委員会に諮問した結果、日程第20以降の残余の日程の審議につきましては、執行部の出席をここで解除するとの答申がありました。

おはかりをいたします。

残余の日程の審議について執行部の出席をここで解除したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、残余の日程について、執行部の出席をこれで解除することにいたします。

執行部の皆さんはこれにて退席をお願いいたします。大変ご苦労さまでした。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後3時04分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時06分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、おはかりいたします。

先ほど、議事日程について議会運営委員会に諮問いたしました結果、本日の会議を午後7時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後7時まで延長いたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩をいたしまして、全員協議会のほうに入りたいと思います。

8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 全員協議会とかやる前に、できれば、もう、今日日程第20から29まで最初にやって、これをけりをつけてからというふうにはできないのですか。

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時08分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 3 時 2 8 分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） 先ほど議会運営委員長の経過報告の中で、議会運営委員の辞任についても報告されました。

おはかりをいたします。

西郷村議会委員会条例第 9 条に基づき、このことについて直ちに日程に追加し、追加日程第 1 「上田秀人君の議会運営委員辞任の件」から追加日程第 6 まで、日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎追加日程の上程（上田秀人君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） それでは、追加日程第 1 「上田秀人君の議会運営委員辞任の件」についてを議題といたします。

おはかりをいたします。

辞任願のとおり、上田秀人君辞任を許可すること……（不規則発言あり）すみません。上田君の除斥を求めます。

〔1 1 番 上田秀人議員退場〕

○議長（白岩征治君） おはかりいたします。

辞任願のとおり、上田秀人君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、上田秀人君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

◎追加日程の上程（矢吹利夫君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） 次に、追加日程第 2 「矢吹利夫君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりを……。

失礼しました。上田秀人君の除斥を解きます。

〔1 1 番 上田秀人議員入場〕

○議長（白岩征治君） 上田議員が着席しました。

追加日程第 2 「矢吹利夫君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりをいたします。（不規則発言あり）

失礼しました。

1 0 番矢吹利夫君の除斥を求めます。

〔1 0 番 矢吹利夫議員退場〕

○議長（白岩征治君） 追加日程第 2 「矢吹利夫君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりをいたします。

辞任願のとおり、矢吹利夫君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、矢吹利夫君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

◎追加日程の上程(佐藤富男君の議会運営委員辞任の件)

○議長(白岩征治君) 追加日程第3……(不規則発言あり) 矢吹利夫君の除斥を解きます。

[10番 矢吹利夫議員入場]

○議長(白岩征治君) 追加日程第3「佐藤富男君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

ここで、佐藤富男君の除斥を求めます。

[13番 佐藤富男議員退場]

○議長(白岩征治君) 追加日程第3「佐藤富男君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりいたします。

辞任願のとおり、佐藤富男君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) ご異議なしと認めます。

よって、佐藤富男君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

佐藤富男君の除斥を解きます。

[13番 佐藤富男議員入場]

◎追加日程の上程(秋山和男君の議会運営委員辞任の件)

○議長(白岩征治君) 次に、追加日程第4「秋山和男君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりをいたします。

辞任願のとおり、秋山……(不規則発言あり) 失礼しました。秋山和男君の除斥を求めます。

[9番 秋山和男議員退場]

○議長(白岩征治君) 追加日程第4「秋山和男君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりをいたします。

辞任願のとおり、秋山和男君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、秋山和男君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

秋山和男君の除斥を解きます。

[9番 秋山和男議員入場]

◎追加日程の上程（南館かつえ君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） 追加日程第5「南館かつえ君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

ここで、南館かつえ君の除斥を求めます。

〔6番 南館かつえ議員退場〕

○議長（白岩征治君） 追加日程第5「南館かつえ君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

おはかりをいたします。

辞任願のとおり、南館かつえ君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、南館かつえ君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

南館かつえ君の除斥を解きます。

〔6番 南館かつえ議員入場〕

◎追加日程の上程（鈴木勝久君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） 次に、追加日程第6「鈴木勝久君の議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

ここで、鈴木勝久議員の除斥を求めます。

〔4番 鈴木勝久議員退場〕

○議長（白岩征治君） おはかりをいたします。

辞任願のとおり、鈴木勝久君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木勝久君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

鈴木勝久君の除斥を解きます。

〔4番 鈴木勝久議員入場〕

○議長（白岩征治君） ここで、ただいま辞任の件について全て許可されましたことを改めて議長より報告いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（白岩征治君） これより、議長より各常任委員会の開催を要請いたします。各常任委員会におきましては、新たに議会運営委員を選任の上、議長まで報告してください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（白岩征治君） 西郷村議会委員会条例第2条第2項、議会運営委員会の委員の定数は6人とするということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今回の議会運営委員の選任についてなんですが、委員会条例2条によれば6人ということでございます。そしてまた、今回、議会運営委員の6人が全て総辞職ということで、全員ここで議会の辞任の許可を受けたわけですね。そうしますと、今回の常任委員長が各3人入っていらっしゃるんですが、結局、確認事項を今回適用して、各常任委員長が入るということは、矛盾すると思います。もし、そういう常任委員長を入れるのであれば、許可しなければよかったんですね。辞任を許可しなきゃよかった。しかし、許可をしたということは、それだけの、議会の中でそれがやむを得ないというそれ相応の理由があったからだと思うんです。そういう背景を考えると、今回の確認事項の各常任委員長が入るということは抜いて、第2条によるその6人を全体から選んでほしいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君から今、お話がありました。今、常任委員会の方々3名が議会運営委員会に入っていたわけですが、その方が全員辞任ということでございましたので、その人がまたこの議会運営確認事項の中では各常任委員長の3名が入るということになっておりますので、それはちょっと矛盾しているだろうということでございますので、委員長を除いたそのほかの委員から選任をしていただければ……（不規則発言あり）今まではバランスを考えて、各常任委員会から委員長が1人出て、それからその各委員会から1人ずつ選任をされたというようなことございましたが、法的なものはないというようなことでございますので、それをどのような方法で選任したらいいのか、その辺をおはかりしたいと思います。（不規則発言あり）

それにて、各常任委員会は委員会を開いていただいて、選任をしていただければと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時46分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時26分）

○議長（白岩征治君） 各常任委員会の開催を要請し、新たな議会運営委員会の選任を求めたところですが、いずれの委員会からも選任の報告がありませんでした。

よって、議会運営委員会を空白にするわけにはまいりませんので、委員会条例第2条第3項を適用し、後任者が選任されるまで前任者の継続とすることになっておりますので、本規定に基づき、議会運営委員会を従来の委員で継続することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、先ほど6人の辞任が許可されたところではありますが、後任者が選任されるまで議会運営委員は継続といたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後4時27分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午後6時52分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、時間延長についておはかりいたします。

会議時間の延長を午後9時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、会議時間の延長を午後9時までといたします。

◎議会運営委員会委員長・副委員長の選任について

○議長（白岩征治君） ここで議長より申し上げます。

先ほどの議会運営委員会継続に当たり、委員長には従前どおり上田秀人君、副委員長には矢吹利夫君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長に上田秀人君、副委員長に矢吹利夫君とすることに決定いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後6時53分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後7時53分）

◎会期延長の件

○議長（白岩征治君） ただいま、本日の議事日程について議会運営委員会に諮問した結果、本日は会期を延長し、改めて審議することの答申がありました。

おはかりいたします。

会期の延長の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

おはかりいたします。

本定例会の会期をこれより7月31日まで延長することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7月31日まで延長することに決定いたしました。

次に、本日の会議についてはこれで延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

なお、次回の会議については後日通知いたします。

◎延会の宣告

○議長（白岩征治君） 本日はこれにて延会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後7時53分）